

新宿区立小・中学校部活動指導業務委託に係るプロポーザル募集要項

1 プロポーザルの趣旨

学校教育の中で、部活動指導の質的向上及び、教員の負担軽減を図ることを目的として、区立小・中学校に部活動指導員を配置し、部活動の充実を図るとともに教員の働き方改革を推進するため、事業者から業務提案を受け、より適切かつ専門的な指導能力を有する事業者を選定する。

2 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 区教委とは、新宿区教育委員会事務局をいう。
- (3) 事務局とは、教育支援課をいう。
- (4) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。
- (5) 選定委員会とは、「新宿区立小・中学校部活動指導業務委託に係る事業者選定委員会」をいう。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。

なお、基準日については、公募開始の日とする。また、契約時まで以下に以下の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 業務責任者が部活動運営に関する知識及び技術を有すること。
- (2) 1年以上、業務責任者による類似業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (5) 国税・地方税に滞納がないこと。また、過去 3 年間に停止処分を受けていないこと。
- (6) 東京都に本社または営業所等があること。
- (7) 経営不振の状況にないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (10) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 13 年 10 月 1 日 13 新総財第 550 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (11) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 3 日 23 新総契契第 2218 号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (12) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク又は ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得し、現在も保持していること。

4 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日（最長で令和 11 年 3 月 31 日）まで

※今回のプロポーザルで選定された事業者は、毎年事業評価を行い、一定の評価を得た場合に限り最長で 3 年間、随意契約による締結を可能とするものとする。

5 参加手続き

本件プロポーザルに参加を希望する者は、「1 1 企画提案書等の作成及び提出方法（1）提出書類、部数等」に掲げる書類を、「1 5 スケジュール（4）書類等提出期限」に定める期限までに、事務局へ持参にて提出すること。（郵送・電送不可。受付時間は閉庁日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時）

6 参加の辞退

本件プロポーザルでは、「5 参加手続き」に定める各種書類提出後、「1 2 企画提案の選定方法（2）第 2 段階評価」に掲げる評価の実施日前日（土・日曜日、祝日除く）正午までの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」（第 7 号様式）を事務局へ持参（来庁日時を事務局へ連絡）もしくは郵送にて提出すること〔実施日前日（土・日曜日、祝日除く）正午必着〕。

7 質疑・回答

（1）質疑

本件プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては、「1 5 スケジュール（2）質疑受付期限」に定める期限までに「質問書」（第 6 号様式）を以下のとおり提出する。

提出方法：メールによる送信とする。メールアドレス kyoiku-katsudo@city.shinjuku.lg.jp
（確認のため、提出後は【問合せ】に記載の電話番号へ連絡すること。）

（2）回答

前号の質疑に対する回答は、特別の事情が認められる場合を除き、「1 5 スケジュール（3）質疑回答」に定める期日までに、区ホームページにて掲載する。

8 参考価格

令和 6 年度決算額 90,269,960 円

令和 7 年度契約目途額 98,372,285 円

金額については、業務に見合った適正な価格を見積もること。ただし、実際の契約は、令和 8 年度予算が区議会で成立した場合の予算額の範囲内で契約する。

※令和 8 年度予算成立前のため、「予定価格」や「予算上限金額」の提示はない。

※令和 8 年度配置予定日数については、別紙「仕様書（案）」及び「見積書（第 4 号様式）」を参照すること。

9 委託を予定している内容

別紙「仕様書（案）」のとおり。

1 0 配布書類

- (1) 新宿区立小・中学校部活動指導業務委託に係るプロポーザル募集要項
- (2) 仕様書
- (3) 参加申込書兼誓約書（第1号様式）
- (4) 会社概要（第2号様式）
- (5) 契約実績（第3号様式）
- (6) 見積書（第4号様式）
- (7) 企画提案書（第5号様式）
- (8) 質問書（第6号様式）
- (9) 参加辞退届（第7号様式）

1 1 企画提案書等の作成及び提出方法

(1) 提出書類、部数等

以下①～⑥以外の追加資料の提出は不可とする。

提出部数：9部

※選定の中立性を担保するため、9部のうち、8部には事業者名・所在地・電話番号等が判明できる内容を記載しないこと[記載のある資料を使用する場合は、マスキング(塗りつぶし)処理すること]。

※提出書類は部数ごとに左辺綴じにて提出すること

- ① 参加申込書兼誓約書（第1号様式）・・・1部
- ② 会社概要（第2号様式）・・・・・・・・・・9部
- ③ 財務諸表（直近3年分）・・・・・・・・・・9部
- ④ 契約実績（第3号様式）・・・・・・・・・・9部
- ⑤ 見積書（第4号様式）・・・・・・・・・・9部（8部はコピー可）
- ⑥ 企画提案書（第5号様式）・・・・・・・・・・9部

(2) 企画提案書（第5号様式）の作成

- ① A4判 縦長横書き 片面印刷 左片綴じ、3～13ページとする。
- ② 企画提案書（第5号様式）と同じ体裁・書式であれば、編集ソフト・フォント・文字の大きさは問わない。但し、企画提案書（第5号様式）に記載の設問・枠等は全て記載すること。
- ③ 参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないものとする。
- ④ 提案書の文言の表記は、可能な限りわかりやすく平易な表現なものとする。
- ⑤ 以下の項目について提案するものとする。
 - i) 企画概要
 - ア 当該業務における基本的な考え方・コンセプト等
 - イ 事業者の特性・専門性、ノウハウ等
 - ii) 業務体制
 - ア 責任者の選任・組織体制・人員配置
 - イ 指導員の労務管理
 - ウ 指導員を確保するための方策（採用基準、指導員の確保、地域人材の活用等）

- エ 指導員の質を担保するための方策（採用時研修、指導力向上の取組み等）
- オ 緊急時等対応体制、学校・区との連絡調整（指導員変更要望、苦情対応、指導員の緊急代替等）

iii) 業務手法

- ア 委託契約を遵守するための対策、休祝日の対応、履行日・指導内容に変更があった場合の対応等
- イ 効果的・効率的な指導方法
- ウ 事業者独自の提案・プログラム・サービス等

iv) 当該業務における効果予測等

v) 情報管理体制

情報管理（個人情報を含む）の考え方、情報管理対策について記入する。

vi) その他の提案

仕様書以外に提案できる業務等があれば具体的に記入する。

(3) 提出方法

① 提出期限

令和7年11月18日（火）午後5時（必着）

期限以降の提出は無効とする。

② 受付時間

午前8時30分～午後5時（閉庁日を除く）

③ 提出場所

新宿区教育委員会事務局 教育支援課

（新宿区大久保3-1-2 新宿コズミックセンター4F）

④ 提出方法

持参による。ただし、事前に来庁日時を事務局へ連絡すること。

(4) その他

- ① 応募は1事業者につき1案とする。
- ② 提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。

1.2 企画提案の評価方法

新宿区立小・中学校部活動指導業務委託に係る事業者選定委員会が、以下の通り選定を行う。

(1) 第1段階評価（企画提案書類評価・コストパフォーマンス評価）

選定委員会は、以下①②の合計点上位3者程度を、第2段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価基準を満たさない場合は、いずれも不採用とする。

なお、評価結果については、第1段階評価終了後、参加者に対して電子メール等により通知する。電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

①企画提案書類評価

参加者から提出された企画提案書類を、評価基準に基づき評価する。

②コストパフォーマンス評価

見積書の価格及び企画提案書を基に評価点を算出する。

(2) 第2段階評価（プレゼンテーション及びヒアリング）

第1段階評価で選定された参加事業者は、提案内容に係るプレゼンテーションを行い選定委員が評価基準に基づき評価する。

プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、最大3名以内とする。

- ① 実施場所：新宿コズミックセンター5階 中研修室
- ② プレゼンテーション：15分 ヒアリング 20分（計35分）
- ③ 実施方法：自由

※ プレゼンテーションに必要な経費及び機材等の搬入は、すべて参加事業者の負担とする（スクリーン・プロジェクターは用意有り）。

※ 詳細な日時等は第1段階評価に合格した参加者に対して別途通知する。

(3) 受託候補者の選定

選定委員会は特別の事情があると委員長が認める場合を除き、第2段階評価の各選定委員の評価点ごとに順位付けを行い、最も多く「1位」に順位付けされた1者を受託候補者として選定する。「1位」に最も多く順位付けされた者が、複数いる場合、同率一位のうち、各選定委員の評価点の合計が最高点である者を、受託候補者として選定する。また、選定後、受託候補者名をホームページにて公表する。

(4) 選定結果の通知

選定の結果は、「新宿区立小・中学校部活動指導業務委託事業者採用通知書」（第10号様式）または「新宿区立小・中学校部活動指導業務委託事業者不採用通知書」（第11号様式）により通知する。

1.3 評価項目

(1)財務諸表	法人の財政基盤の安定性
(2)企画概要	業務の理解度、基本的な考え方、コンセプト、専門性等
(3)業務体制	責任者・指導員等の人員配置等（組織体制、賃金、労働環境、感染症への対策を含めた安全衛生上の管理、研修、緊急時連絡対応等）
(4)業務手法	効果的な業務遂行手法等の提案がなされているか。
(5)業務の効果予測	業務遂行手法の適切度、効果の期待度、実現性等
(6)情報管理体制	情報管理（個人情報を含む）の考え方、情報管理対策
(7)その他	上記以外の評価すべき特記事項
(8)契約実績	本業務に類似する業務の受託実績等
(9)価格	見積書の価格及び企画提案書を基に算出した評価 （コストパフォーマンス評価）

1.4 契約について

本件に係る契約締結は、令和8年度予算が区議会にて成立することを条件とし、実際に締結する契約については、別途協議の上、成立した令和8年度当初予算の範囲内の金額で締結する。

1 5 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| （１）公募掲載期間 | 令和７年１０月２５日（土）～令和７年１１月１８日（火） |
| （２）質疑受付期限 | 令和７年１１月５日（水）午後５時 |
| （３）質疑回答 | 令和７年１１月１０日（月） |
| （４）参加申込書等提出期限 | 令和７年１１月１８日（火）午後５時 |
| （５）第１段階評価 | 令和７年１２月２日（火）発送 |
| （６）第２段階評価 | 令和７年１２月２３日（火） |
| （７）第２段階評価結果通知 | 令和８年１月２１日（水）以降 |

1 6 留意事項

（１）説明会

本件プロポーザルに係る説明会は開催しない。

（２）提出書類

- ① 企画提案書等の提出書類については、区教委の所有物として区教委が保管し、参加者へは返却しない。
- ② 区教委は、評価・説明目的のために、提出書類の写しを作成し使用することができるものとするが、提出者に無断で事業者の選定以外の目的に使用しない。
- ③ 提出書類について情報公開請求があった場合は、新宿区情報公開条例(平成13年3月23日条例第5号)に基づき公開を行う。
- ④ 提出期限後における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

（３）選定

- ① 選定委員会の会議内容は公開しない。
- ② 第２段階評価におけるプレゼンテーション内容は、企画提案書に記載した事項についてのもとする。また、追加資料はプレゼンテーションのスライドを印刷したもののみ配布を許可する。(印刷形式は自由)。その他の資料の追加配付は禁止する。
- ③ 第２段階評価における使用機材について、パソコン、プロジェクタへの接続ケーブル等必要機材は、参加者が負担・持参する。(プロジェクタ及びスクリーンは区教委にて用意)

（４）異議申立て

評価結果についての異議申立ては受理しない。

（５）提案内容の変更について

選定された受託候補者が提案した内容については、選定の判断において重要な事項に抵触しない範囲で、区と受託候補者双方の協議により変更することができる。

（６）参加経費等

本件プロポーザルの参加に要する経費は、参加者がこれを負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

（７）適正な手続きの遵守

提出書類等の虚偽記載の場合、無効とする。

（８）契約の締結について

本件プロポーザルは、業務の受託候補者を選定するためのものであり、契約の決定は、別途行う。

- (9) 新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）に定める労働環境の適正性の確認について理解し、適用対象となった場合は契約締結後に必要な書類（労働環境確認報告書等）を提出すること。
- (10) 本件に係る契約締結は、令和8年度予算が区議会にて成立することを条件とする。

【問合せ】新宿区教育委員会事務局
教育支援課 教育活動支援係
新宿区大久保3-1-2
新宿コズミックセンター4階
TEL 03（3232）1058
担当 黒岩